



指定統計
第10号

昭和34年工業統計調査
工業調査票乙

1 この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計です。
2 この調査票は、徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

都道府県番号	整理番号	区市町村番号	通し番号	調査区番号			
◎	◎	○	○	○			
1 事業所名 <small>よりがな</small>							
2 事業所所在地 (都道府県) (市郡) (区町村) (番地) (電話 局 番)							
3 経営組織 次のいずれに該当するか番号に○をつけて下さい。 1 株式会社 2 合資会社 3 合名会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他							
4 従業者数 (年末現在)			男	女	計		
常用労働者 30日を超える期間を定めて雇用している臨時の者および11月、12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇用した臨時および日雇の者も含めます。							
個人事業主および家族従業者 業務に従事している個人事業主およびその家族で無報酬で常時従業している者をいいます。							
合 計							
5 事業の内容							
おもな原材料の名		おもな製品名および加工の種類					
購入したもの		商品分類乙用によって出荷額または加工賃収入額の多いものの順に記入して下さい。					
		番 号	品名または加工の種類				
支給されたもの							
6 製造品出荷額等 (年間)							
(1) 金額は工場出荷値で記入して下さい。							
(2) 委託販売に出したものは販売済とならない場合でも含めて下さい。							
(3) 転売品は含めないで下さい。							
(4) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのも含めて下さい。							
			金 額				
			千万	百万	十万	万	千円
製造品出荷額	自己の所有に属する原材料による製造品（原材料を他に支給して製造させたもの、副産物ならびにくずおよび廃物を含む。）の出荷額を記入して下さい。						
加工賃収入額	他から支給された原材料、中間製品等によつて製造、加工し、これに対して受け取った加工賃および受け取るべき加工賃の額を記入して下さい。						
修理工賃収入額	他人のものを修理して受け取った修理工賃および受け取るべき修理工賃の額を記入して下さい。						
合 計							
備 考							
◎イ	※ロ	区市町村職員なつ印	調査員なつ印	申告者の記名およびなつ印			

3 4 記入にあたっては、各欄の説明を必ず読んで下さい。○欄は区市町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。一通は都道府県に、一通は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。